高知学園大学・高知学園短期大学紀要　第56号（2026）：91－103

報告論文

保育内容５領域における史的変遷に関する一考察 ―領域「環境」を中心にして―

岡崎　善治[1]*

要約：本稿は、幼稚園、保育所、認定こども園の保育施設における保育内容の変遷について、その起点となる明治期から現在に至るまでの具体的な改定・改訂の内容及び制度の拡大と多様化に伴う変化や発展等を概観し、特に保育内容「環境」領域における捉え方を我が国最初の幼稚園（東京女子師範学校附属幼稚園）仮定幼稚園規則（1876年）から幼稚園令（1926年）制定に至るまでの約半世紀を探った。その結果、現在の領域「環境」に類する内容として、青山（2018）[1)] の意図する見解（教育方法としての環境＝保育者が行う環境構成（保育環境）と保育内容（＝経験内容）としての環境＝子どもたちが具体的な環境に実際に触れることによって行われる活動（遊び））を検証すると、どちらかといえば後者の捉え方であった。また、一つ一つの内容を詳細に探ると、これらに類する内容が数多く存在することが明らかとなった。

キーワード：保育内容，環境，変遷・歴史，制度，保育施設（幼稚園，保育所，認定こども園）

１　緒言

現在の保育内容は、2017（平成29）年３月、文部科学省が「幼稚園教育要領」（以下「教育要領」）を改訂し、厚生労働省も同年同月、「保育所保育指針」（以下「保育指針」）を改訂、内閣府もこの年、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下「教育保育要領」）を告示し、2018（平成30）年４月（平成30年度）から新たな教育要領、保育指針、教育保育要領の基で、幼稚園、保育所、認定こども園、それぞれの保育施設における新たな教育・保育が始まった。その内容は健康、人間関係、環境、言葉、表現の５つの領域から成り立っており、これらの領域が現在のように編成されたのは、教育要領（幼稚園）が1989（平成元）年３月改訂、翌年４月施行時、保育指針（保育所）は1990（平成２）年３月改訂、同年４月施行時である。

教育要領では、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とすることが明示され、保育内容が従来の６領域（健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作）から幼児の育ち方を側面からとらえた５領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）へと再編された。保育指針では、養護と教育の一体性を改めて明示し、1965（昭和40）年８月に策定された当時の領域、健康、社会、自然、言語、音楽、造形（４～６歳児）、健康、社会、言語、遊び（３歳児）としていたのを、３歳児から６歳児までを幼稚園教育要領と同じように健康、人間関係、環境、言葉、表現へと再編され現在に至っている。

これに至るまでに保育内容は、その時々の時代背景や社会情勢などを踏まえ、幾度も見直されてきている。保育内容（５領域）に関しては、現在の幼稚園教諭や保育士を養成する保育者養成校に

[1]高知学園短期大学　幼児保育学科　*Email: yokazaki@kochi-gu.ac.jp

おいて、幼稚園教諭普通免許状及び保育士資格の取得に係るカリキュラムに位置付けられ、最新の知見を踏まえ、それに必要な知識と技術の習得に努めることになっている。

現在の保育内容は2018（平成30）年４月に施行した教育要領、保育指針、教育保育要領に基づいているが、約７年の歳月が経つ今、これまでの歴史的な変遷をここで一度振り返り、令和時代における現在の状況やこれからの展望等について検証することで、保育内容（環境）における今後の新たな在り方を考えることにつながるのではないか。そのための一助になればと考える。

２　先行研究のレビュー

本稿に関する先行研究については、CiNii（サイニィ、NII学術情報ナビゲータ、Citation Information by NII）は、国立情報学研究所（NII、National institute of informatics）が運営するデータベース群にて、「保育内容」「環境」「変遷」と入力し検索してみると、26件（R7. 9/12現在）の掲載がある。

これらは、保育内容（環境）に関する全史的、通史的な変遷や環境に関する具体的な視点を明確にしたものとなっている。これらを列挙すると、青山（2018）[1]は環境の捉え方、天野（2019）[2]は幼稚園教育要領での小学校家庭科を見据えた保育内容（自然・環境）、同じく天野（2019）[3]は保育所保育指針における領域「環境」の変遷、碓井（2020）[4]は領域の解釈と教材の視座、小山（2021）[5]は領域「環境」の変遷、後藤（2018）[6]は環境領域における学習内容の変遷と実態、下稲（2019）[7]は保育の方向性、田中（2024）[8]は保育内容（環境）の歴史的変遷、早川（2019）[9]は幼児教育における環境の変遷、そして、福永・仁科（2022）[10]は幼児期の経験との関連性について検証されている。

また、「保育内容」「環境」「変遷」を「保育内容」「環境」「歴史」と変更して検索してみると、15件（R7. 9/12現在）の掲載がある。これについても先の「変遷」と入力したことと同様な視点に基づいたものとなっている。これらを列挙すると、先の青山（2018）[1]と田中（2024）[8]の他に、藤崎（2014）[11]が自然教育、松島（2023）[12]が物的環境について検証されている。「変遷」と「歴史」ともに掲載があったのは青山（2018）[1]と田中（2024）[8]の２件であるが、一方、本稿の意図する内容には必ずしも該当しないものもここに明示していない数だけヒットしている。実質本稿に関する先行研究としては、先の12本が該当するものと考えられる。

３　研究目的

保育内容の歴史的な変遷を辿ることで、過去から未来へとつながる保育を連続的に探求し、保育内容の現状や理想など、子どもたちの健やかな成長を促すために必要な保育の在り方を、特に「環境」領域を中心に検討する。総じて、保育内容の歴史的変遷を辿ることは、保育の質の向上や社会的意義の理解、そして、未来志向の保育実践促進にとって重要であることからその一助とする。

４　研究方法

本研究は、過去の出来事や社会、とりわけ論題で示す保育内容の変遷を通じて得た理解や解釈を基にするため、種々の先行研究論文や著書等から歴史的な文脈への理解を図り、歴史的現象の確認と新たな理論的枠組みを関係資料から探る。

主な研究内容の視点は以下の４点である。①現在の保育内容５領域における史的変遷に関し、全史における保育内容の変遷を辿り、概要を概観する。②保育内容「環境」領域の全史における概要を概観する。③保育内容「環境」領域の捉え方を概観する。④東京女子師範学校附属幼稚園の設立から幼稚園令制定までの保育内容「環境」領域の概要を概観し、その捉え方を考察する。

５　保育内容（５領域）の変遷の概要と考察

保育内容の５領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）が現在のように体系的に整理され、保育の基本的な枠組みとして位置付けられるように

なるに至る変遷を辿ると、その始まりは1876（明治９）年11月にわが国最初の幼稚園（東京女子師範学校附属幼稚園（以下「附属幼稚園」））が設立されたことによる。附属幼稚園設立の年の11月、幼稚園規則において「遊戯」、「運動」、「談話」、「唱歌」、「開誘」の５つが示され、これらが保育内容の始まりである。

表１及び表２は保育内容の始まりである明治期から現在取り扱われている2018（平成30）年４月施行の保育内容をまとめたものである。保育内容に関する記述は、イタリック体で示している。この表は保育内容に関する記述以外にも必要に応じて関連事項を明記することにより、当時の時代背景や社会情勢などが伝わりやすいと考え、作成したものである。

まず、先に示したように附属幼稚園仮定幼稚園規則にて「遊戯」、「運動」、「談話」、「唱歌」、「開誘」が定められているが、その後を時系列で辿ってみる。翌年には、早々に最初の改定が行われている。物品科、美麗科、知識科の三科が保育科目として位置づけられ、これらは25の細目（子目）からなる性質や形状、彩色を示すなど、小学校の算数のようなものであった。そのため、子どもの興味や関心を尊重するような考え方からかけ離れた教師（保姆）主導の一方的な教え込みによるやり方で保育が行われていた。そのときに用いられていたものが、フレーベルの恩物（Gabe）で、それを使って行われる内容が大部分を占めていた。

フレーベル（Friedrich Wilhelm August Fröbel）は、1840年にドイツのバード・ブランケンブルクに幼児教育施設を設立し、「子どもの庭」という意味のキンダーガルテン（Kindergarten）と名づけた世界で最初の幼稚園を設立した人物（伊藤，2024・2025）[15] であるが、その教えを受けた松野クララ（クララ・チーテルマン：Clara Louise Zitelmann）が附属幼稚園の主席保姆であったり、監事（園長）が関信三であったりすることで、恩物中心の保育が展開されていた。

1878（明治11）年２月には、２回目の改定が行われ、25の子目の内、２子目（石盤図画→図画、遊戯→遊嬉）の名称が変更された。1881（明治14）年７月には、３回目の改定が行われ、保育科目の三科がすべて廃止となり、子目が「課」と名称が変更され、加えて25子目が24課目へと一つ数を減らし、各課目の名称も大きく変わった。この時の改定では、それ以外にも特筆すべきことがある。それは「数へ方」、「読ミ方」、「書キ方」が新たに導入されたことである。「数へ方」は「算（reckoning）」、「読ミ方」は「読む（reading）」、「書キ方」は「書き（writing）」の3R'sが導入（島田2021）[16] されたのである。

1884（明治17）年２月には、４回目の改定が行われ、課目数を24から20に減らし、各課目の保育要旨を示した。組分けも４組から６組に増やした。1890（明治23）年２月には、５回目の改定が行われ、組分けを３回目の改定時の４組に戻し、課目数を20から17に減らした。翌1891（明治24）年２月には、６回目の改定が行われ、課目数を減らし、保育課程表が削除された。今回の改定により３回目の改定時に導入された「3R's」が削除され、これにより小学校で行われるような学習ではなく、「遊び」を通した考え方が、それ以降尊重されるようになってきた。

1893（明治26）年３月には、７回目の改定が行われ、それまで詳しく示されていた課目名が、項目ごとに集約され、大綱化された。課目数も15から５と大幅に減少し整理されることになった。1898（明治31）年１月には８回目の改定が行われたが、このときの改定については「春季休業に関すること」であるため、保育内容には関係はない。

このように附属幼稚園開設の明治９年から明治31年までの20余年の期間で８回の改定が行われているが、幼稚園内の規則とはいえ、実際の運営においては、継続的改善を図りながら安定化に向け取り組んでいる状況が推察される。

1899（明治32）年６月には、幼稚園の保育目的、編制、組織、保育内容、施設設備に関して、国として最初の基準を定め、入園対象の年齢、保

表１．明治期・大正期における保育内容の概要

年月	事象
1871(明治 4)年 7月	文部省設立
1872(明治 5)年 8月	「学制」制定（わが国初の教育法規「国民皆就学」を目指す。フランスの教育制度を参考とした。） 『被仰出書』公布（当時の明治政府の教育理念を示す。）
1876(明治 9)年 6月	東京女子師範学校附属幼稚園保育法の議を決定
1876(明治 9)年 11月	仮定幼稚園規則　*遊戯、運動、談話、唱歌、開誘* 附属幼稚園開設
1877(明治 10)年 2月	東京女子師範学校附属小学校開設
1877(明治 10)年 7月	附属幼稚園規則改正(第１次改定) 保育科目　*第一物品科・第二美麗科・第三知識科*（※三科は以下の 25 の細目からなる。） *五彩球ノ遊ヒ、三形物ノ理解、貝ノ遊ヒ、鎖ノ連結、形体ノ積ミ方、形体ノ置キ方、木箸ノ置キ方、環ノ置キ方、剪紙、剪紙貼付、針画、縫画、石盤図画、繊紙、畳紙、木箸細工、粘土細工、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方、計数、博物理解、唱歌、説話、体操、遊戯*
1878(明治 11)年 2月	附属幼稚園規則改正(第２次改定) *五彩球ノ遊ヒ、三形物ノ理解、貝ノ遊ヒ、鎖ノ連結、形体ノ積ミ方、形体ノ置キ方、木箸ノ置キ方、環ノ置キ方、剪紙、剪紙貼付、針画、縫画、図画、繊紙、畳紙、木箸細工、粘土細工、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方、計数、博物理解、唱歌、説話、体操、遊嬉* ※二子目の名称を変更。石盤図画→図画、遊戯→遊嬉 遊嬉は保育項目として「第２次改定から第８次改定」及び「保育及設備規程」に挙げられている。 第２次改定（明治 11 年）から、遊戯を遊嬉に変更。
1879(明治 9)年 9月	「教育令」文部大輔の田中不二麿が中心となって制定。（アメリカの教育制度を参考とした。）
1880(明治 13)年 12月	「改正教育令」修身を筆頭教科にした。儒教色の強い教育方針に。
1881(明治 14)年 7月	附属幼稚園規則改正（第３次改定） *会集、修身ノ話、庶物ノ話、、雛遊ビ、木ノ積立テ、板排ベ、箸排ベ、環排ベ、豆細工、土細工、鎖繋ギ、紙織リ、紙摺ミ、紙刺シ、縫取リ、紙剪リ、結ビ物、画、数ヘ方、読ミ方、書キ方、唱歌、遊嬉、体操* ※保育科目の三科目がすべて廃止。子目が「課」と名称を変え、25 子目が 24 課目に数を減らし、 各課目の名称も大きく変わる。
1884(明治 17)年 2月	附属幼稚園規則改正（第４次改定） *会集、修身ノ話、庶物ノ話、木ノ積立、板排ヘ、箸排ヘ、環排ヘ、豆細工、珠繋ギ、紙織リ、紙摺ミ、紙刺シ、縫取リ、紙切リ、描キ方、数ヘ方、読ミ方、書キ方、唱歌、遊嬉* ※組分けを４組から６組に増やし、課目数を 24 から 20 に減らす。各課目の保育要旨を示す。
1885(明治 18)年 12月	伊藤博文内閣発足　初代文部大臣は森有礼
1886(明治 19)年 5月	「小学校ノ学科及其程度」公布（小学校の編制・修業年限・学科・児童数・教員数・授業日数及び各学科の要旨を掲げて小学校教育の内容に関する基準を示す。）
1890(明治 23)年 2月	附属幼稚園規則改正(第５次改定) *修身、庶物、積ミ方、板排ヘ、環排ヘ箸排ヘ、画キ方、縫紙刺シ縫取リ、紙剪、紙織リ紙組ミ、紙摺ミ、豆細工、粘土細工、繋キ方、数ヘ方、読ミ書キ、唱歌、遊嬉* ※組分けを第３次と同じ４組に戻し、課目数を 20 から 17 に減らす。
1890(明治 23)年 3月	女子高等師範学校開設（高等師範学校から女子部分離）
1890(明治 23)年 10月	「小学校令」公布（明治 19 年の小学校令は廃止） 「教育勅語」発布（明治天皇の名により発令。井上毅、元田永孚らが作成に協力。）
1891(明治 24)年 2月	附属幼稚園規則改正(第６次改定) *談話（修身、実事、庶物等）、行儀（言語、動作、整頓、清潔等）、手細工（重積方、排置方、連結方、画キ方、豆細工、粘土細工、紙細工、麦稈細工等）、唱歌、遊嬉* ※課目数を減らし、保育課程表が削除。
1891(明治 24)年 4月	「小学校設備準則」制定
1891(明治 24)年 11月	「小学校設備準則」改正
1892(明治 25)年 8月	附属幼稚園分室仮規則
1892(明治 25)年 9月	附属幼稚園分室設置
1893(明治 26)年 3月	附属幼稚園規則改正（第７次改定） *談話（修身、庶物、実事等）、行儀（言語、動作、整頓、清潔等）、* *手技（重積方、排置方、連結方、画方、豆細工、粘土細工、紙細工、麦藁細工等）、唱歌、遊嬉* ※保育項目はそれまでは詳しい課目名が示されていたが、この改定では項目ごとに集約し大綱化され、 課目数も 15 から５と大幅に減らし整理。
1898(明治 31)年 1月	附属幼稚園規則改正（第８次改定）
1899(明治 32)年 6月	「幼稚園保育及設備規定」公布　遊嬉、唱歌、談話、手技（保育４項目）
1899(明治 32)年 7月	「小学校設備準則」改正
1900(明治 33)年 8月	「小学校令」改正（わが国初の義務教育無償制） 「小学校施行規則」制定（小学校施行規則に設備準則は吸収された。） ※保育項目に関する規程「幼稚園保育及設備規定」と比べると、「遊嬉」が「遊戯」に変更。 ２・３字句の変更のみで、特段の変更はなし。
1926(大正 15)年 4月	「幼稚園令」制定・「幼稚園令施行規則」規定（幼稚園は小学校から独立した施設と認められた。） ※幼児の年齢（３歳未満の幼児への入園が認められる。）　保育時間数（１日５時間以内という制限が削除。） ※保育項目（遊戯、唱歌、観察、談話、手技等の５項目になる。） 保育項目　*遊戯、唱歌、談話、手技、観察等*（保育５項目）

※この表「明治期・大正期における保育内容の概要」は、13)・14)・16)～20）を参考に筆者が作成した。

表２．昭和期・平成期における保育内容の概要

年月	事象
1946(昭和 21)年 11 月	「日本国憲法」制定　教育刷新会議が発足。わが国の戦後の教育改革を議論。
1947(昭和 22)年　3 月	「教育基本法」制定（わが国の教育理念、原則、学校体系を規定） 「学校教育法」制定（わが国の学校教育制度の根幹） 「児童福祉法」制定（わが国の児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則）
1948(昭和 23)年　3 月	保育要領～幼児教育の手引き～　刊行（“保育の手引書”として示された試案的なもの。） 戦後の新しい幼児教育の方向性を示す手引書として文部省が刊行 *楽しい幼児の経験としての 12 項目　見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康保育、年中行事* ※これまでの保育項目を廃止。
1948(昭和 23)年 12 月	「児童福祉施設最低基準」制定
1950(昭和 25)年　9 月	保育所運営要領　刊行（保育所の意義、役割などを明確にした。）
1952(昭和 27)年　3 月	保育指針　刊行 *(1)日常生活指導　(2)健康管理　(3)基礎的な能力を養う　(4)単元・目標・導入・準備・展開・指導の重点・評価* *自由遊びは音楽・リズム・絵画・製作・自然観察・社会観察・集団遊び*
1956(昭和 31)年　2 月	幼稚園教育要領　刊行（国の示す最低基準としての性格が与えられたもの。） 「幼児の発達上の特質」と「望ましい経験」の内容が具体的に列挙。 小学校の教育内容との一貫性が強調される。 *６領域　健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作*
1963(昭和 38)年 10 月	文部省・厚生省局長通知「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは幼稚園教育要領に準じることが望ましい」（以降、幼稚園教育要領の改定を踏まえ、整合性を図っての改定）
1964(昭和 39)年　3 月	幼稚園教育要領　改訂 （保育内容と教育課程を子どもの生活する姿からとらえ、総合的指導を行う幼稚園教育の独自性を明確にした。） 「望ましい経験」から「ねらい」　「一斉保育」と「自由保育」＝「活動中心主義」の考え方が広まる。
1964(昭和 39)年　4 月	幼稚園教育要領　施行
1965(昭和 40)年　8 月	保育所保育指針　策定（保育所独自の内容と幼稚園の共通の内容の両者を備えたもので、保育所の保育内容の充実、質的向上を図る参考資料。） *望ましい主な活動* *健康、社会、言語、遊び*（3 歳児）　*６領域　健康、社会、自然、言語、音楽、造形*（4～6 歳児）
1989(平成元)年　3 月	幼稚園教育要領　改訂 幼稚園教育の基本「環境を通して行う教育」　*５領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現*
1990(平成　2)年　3 月	保育所保育指針　改訂 「養護と教育の一体性」を改めて明示 ※幼稚園教育要領との違い　「養護」の側面が強調されている。年齢ごとに保育内容が詳細に示されている。 年齢区分　*健康、人間関係、環境、言葉、表現*（3～6 歳児）
1990(平成　2)年　4 月	幼稚園教育要領　施行　　保育所保育指針　施行
1998(平成 10)年 12 月	幼稚園教育要領　改訂 「生きる力」の基礎を育む保育 心を育てる場としての幼稚園に位置付けられる。地域の子育て支援が幼稚園の役割として明記される。
1999(平成 11)年 10 月	保育所保育指針　改訂 保育の質の向上に努めることが強調 発達過程区分　*健康、人間関係、環境、言葉、表現*（3～6 歳児）
2000(平成 12)年　4 月	幼稚園教育要領　施行　　保育所保育指針　施行
2008(平成 20)年　3 月	幼稚園教育要領　改訂 「生きる力」の基礎及び豊かな心や健やかな身体を育成する保育 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実が図られる。 *５領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現* 保育所保育指針　告示（通知→告示へ：規範性のある基準としての性格が明確化される。） 幼稚園教育要領と同レベルの国の基準となる。 養護に関わるねらい及び内容　生命の保持・情緒の安定 教育に関わるねらい及び内容　*健康、人間関係、環境、言葉、表現*
2009(平成 21)年　4 月	幼稚園教育要領　施行　　保育所保育指針　施行
2011(平成 23)年 10 月	「児童福祉施設最低基準」が、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改称。
2014(平成 26)年　4 月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領　告示 *５領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現*（満 1 歳以上満 3 歳未満） *５領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現*（満 3 歳以上）
2015(平成 27)年　4 月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領　施行
2017(平成 29)年　3 月	幼稚園教育要領　改訂 「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」による個々の良さ及び特別な配慮を必要とする幼児等への指導保育 保育所保育指針　改訂 乳児、1 歳以上 3 歳未満児の保育に関する記載の充実、幼児教育の積極的な位置づけ、健康及び安全の記載の見直し、保護者支援から地域の子育て支援へ、職員の資質・専門性の向上についての記載内容の充実 幼保連携型認定こども園教育・保育要領　改訂 多様な保育経験に合わせた環境設定と教育内容の充実、2 歳児クラスの保育と 3 歳児クラス編成の工夫、子育ての支援の工夫、長期的な休業中の保育内容の工夫、保護者との連携の工夫、地域と連携した災害への備え
2018(平成 30)年　4 月	幼稚園教育要領　施行　　保育所保育指針　施行　　幼保連携型認定こども園教育・保育要領　施行

※この表「昭和期・平成期における保育内容の概要」は、13)・14)・16)～20) を参考に筆者が作成した。

育時間、保姆一人あたりの幼児数等を規定した「幼稚園保育及設備規定」が公布された。これまでの幼稚園独自の規定から国としての基準が示され､対象範囲が拡大した。そこでの内容は「遊嬉、唱歌、談話、手技」の４つが示され、これを「保育４項目」と呼んだ。このことは保育内容における時代の大きな転換期である。

1926（大正15）年４月には、わが国の幼稚園に関する最初の単独の勅令として「幼稚園令」が公布された。また、同年同月､「幼稚園令施行規則」も文部省令として制定された。施行規則では、保育項目として､「遊戯、唱歌、観察、談話、手技等」が示され、新たに「観察」と「等」が付け加えられた。「遊嬉」は、1878（明治11）年２月に改定されたときの文言であるが、このたびの施行規則では「遊戯」に改められた。

終戦後の1946（昭和21）年11月には､「日本国憲法」が制定され、翌22年３月には､「教育基本法」「学校教育法」「児童福祉法」が制定された。これに伴い、翌23年３月には、戦後の新しい幼児教育の方向性を示す手引きとして、文部省が「保育要領～幼児教育の手引き～」を刊行した。これは、これまでの保育項目を廃止し、楽しい幼児の経験として12項目を示したものである。

1956（昭和31）年２月には、現在の「幼稚園教育要領が刊行され、小学校の教育内容との一貫性が強調される形で､「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作」の６領域が示された。その後、1964（昭和39）年３月には、幼稚園教育の独自性を明確にするための改訂が行われた。

1989（平成元）年３月の改訂では、幼稚園教育の基本を「環境を通して行う教育」とし､「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の５領域が示された。その後は、平成10年12月、平成20年３月、平成29年３月と、約10年おきに改訂され、現在に至っている。

これまでの変遷については、保育における草創期（明治期）からの流れを踏まえると、附属幼稚園から始まっている。つまり、幼稚園に関する保育内容の変遷を辿ってきている。我が国では、制度上の代表される保育施設は、幼稚園、保育所、認定こども園の３つの保育施設である。表１と表２を見比べると、表１に関しては保育所と認定こども園に関する内容はなく、一方、表２は保育所と認定こども園に関する内容が含まれている。これにより、表２で示したことを踏まえ、保育所、認定こども園の順にそれらの保育内容の変遷について追記する。

まず保育所は、1947（昭和22）年、戦後の児童福祉法の制定により、これまでの託児施設から児童福祉施設の一種としての「保育所」が誕生した経緯がある。これに伴い、翌年12月､「児童福祉施設最低基準」が制定され、1950（昭和25）年９月には保育所の意義や役割などを明確にした「保育所運営要領」が刊行された。そして、昭和27年３月には、厚生省が「保育指針」を作成し、それをもとに1965（昭和40）年８月､「保育所保育指針」が策定された。この保育指針は、保育所独自の内容と幼稚園共通の内容の両者を備えたものであるが、保育所の保育内容の充実や、実質的な向上を図るための参考資料として位置付けられたものであったため、教育要領（昭和31年刊行）と同じような法的拘束力を有するものではなかった。

保育内容は、幼稚園は３歳以上児が統一された保育内容に対し、保育所は３歳児が「健康、社会、言語、遊び」、４～６歳は､「健康、社会、自然、言語、音楽、造形」の６領域となっている。1964（昭和39）年に改訂された教育要領では、６領域の一部が「音楽リズム」と「絵画製作」であるのに対し、保育指針では「音楽」と「造形」となっている。一部文言が異なっている。

1990（平成２）年３月には、１回目の改訂が行われ、前年に改訂された教育要領と同じ名称の保育内容が示された。これは、教育要領との整合性を図るために改正されたものである。その後は、1999（平成11）年10月に改訂され、2008（平成20）年３月に告示。2017（平成29）年３月に改訂と、教育要領と同様に、約10年おきに見直されたが、保育指針については、2008（平成20）年３月告示とあるように、保育内容５領域は変わらな

いものの、教育要領と同レベルの国の基準として認められたのがこのときである。教育要領は1956（昭和31）年２月であるのに対し、保育指針は2008（平成20）年３月、50有余年、半世紀遅れての告示化である。告示化されてから一回目の改訂が行われ、現在に至っている。

このように保育所における保育内容については、戦後の児童福祉法の制定により、約70年の歳月を経て、幼稚園と同等格に基準が位置付けられた。なお、戦前の保育所は、当時の内務省管轄であった託児所が、幼稚園に預けることができない家庭の子どもたちや保育に欠ける庶民階層の子どもたちを保育する機関としての役割を果たしてきた歴史がある。

認定こども園については、第164回国会（平成16年６月15日公布）において、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立し、2006（平成18）年10月から法律が施行された。これにより「認定こども園制度」が始まり、翌19年には、105（８月１日現在）の認定こども園が誕生した。認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の４つの類型があるが、この年に誕生した幼保連携型は49施設である。その後も年々数を増やし、2014（平成26）年４月に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が告示されるときには、1360（内720は幼保連携型）の施設数（４月１日現在）となっている。2017（平成29）年３月に教育保育要領が改訂されたときには、5081（内3618は幼保連携型）と３年前の数と比べ3.7倍も増加している。

このときの改訂の要点は、教育要領と保育指針との整合性を図ることや、幼保連携型認定こども園としての特に配慮すべき事項等の充実が示されたことで、保育内容は、幼稚園、保育所同様の５領域である。認定こども園が誕生するにあたり、幼稚園、保育所に続く新たな保育施設として急速に発展する中で、各保育施設の保育の整合性が図られることとなったのである。

このように保育内容は、我が国の保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の歴史において、幼稚園が、保育所、認定こども園よりも、時代に先駆けてその時代に応じる形で、幾度も改訂を繰り返しながら、よりよい保育の実現を目指し、日々の保育を実践してきた歴史があることを示している。つまり、幼稚園が歴史上先駆的役割を担って保育内容の変遷を辿ってきたことが見て取れるのである。

2017（平成29）年３月、幼稚園、保育所、認定こども園それぞれの教育要領、保育指針等が改訂、翌年に施行されたが、この年から３つの保育施設が一体的に保育を行うことが示された改訂である中で、それぞれの保育内容に関する果たすべき役割が増々高まっていくことが期待され、子どもの総合的な育ちを支援する体制へと大きく進化し、舵を切っていくことにつながっている。

６　領域「環境」の変遷の概要と考察

表１・表２により、保育内容の全史的な変遷を示した。その中で、領域「環境」に関する内容を表３にまとめた[24)]。□枠で示した事項が、それぞれ現在の保育内容「環境」領域に該当する内容に当たる。領域「環境」については、青山（2018）が次のように指摘している。「「環境」は、多様な意味を含んでいる。・・・教育方法としての環境と保育内容（＝経験内容）としての環境に二分される・・・２つの環境は、「別物ではないが同義でもなく」、「明確に区別できない曖昧さ」を有する・・・、この「環境」という言葉は、重要性を含みながらも、はっきりと切り分けられない困惑さを有している」[1)] と、青山が言う２つの環境の意図するところは、教育方法としての環境が、保育者が行う環境構成（保育環境）のことを指し、保育内容（＝経験内容）としての環境は、子どもたちが具体的な環境に実際に触れることによって行われる活動（遊び）を意味するものと考えられる。

青山は、このことを1926（大正15）年に制定された「幼稚園令」以降の保育内容「環境」領域の捉え方として明らかにしているが、それ以前、つまり、附属幼稚園の規則及び幼稚園保育及設備規

表３．領域「環境」の概要

年月	事象	保育内容に関する事項
1876(明治9)年11月	仮定幼稚園規則（附属幼稚園開設）	遊戯、運動、談話、唱歌、開誘
1877(明治10)年7月	附属幼稚園規則改正(第1次改定)	保育科目　第一物品科・第二美麗科・第三知識科 五彩球ノ遊ヒ、三形物ノ理解、貝ノ遊ヒ、鎖ノ連接、形体ノ積ミ方、形体ノ置キ方、木箸ノ置キ方、環ノ置キ方、剪紙、剪紙貼付、針画、縫画、石盤図画、織紙、畳紙、木箸細工、粘土細工、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方、計数、博物理解、唱歌、説話、体操、遊戯
1878(明治11)年2月	附属幼稚園規則改正(第2次改定)	五彩球ノ遊ヒ、三形物ノ理解、貝ノ遊ヒ、鎖ノ連接、形体ノ積ミ方、形体ノ置キ方、木箸ノ置キ方、環ノ置キ方、剪紙、剪紙貼付、針画、縫画、図画、織紙、畳紙、木箸細工、粘土細工、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方、計数、博物理解、唱歌、説話、体操、遊嬉
1881(明治14)年7月	附属幼稚園規則改正(第3次改定)	会集、修身ノ話、庶物ノ話、雛遊ヒ、木ノ積立テ、板排ベ、箸排ベ、鐶排ベ、豆細工、土細工、鎖繋キ、紙織リ、紙摺ミ、紙刺シ、縫取リ、紙剪リ、結ビ物、画、数ヘ方、読ミ方、書キ方、唱歌、遊嬉、体操
1884(明治17)年2月	附属幼稚園規則改正(第4次改定)	会集、修身ノ話、庶物ノ話、木ノ積立テ、板排ベ、箸排ベ、鐶排ベ、豆細工、珠繋キ、紙織リ、紙摺ミ、紙刺シ、縫取リ、紙剪リ、画キ方、数ヘ方、読ミ方、書キ方、唱歌、遊嬉
1890(明治23)年2月	附属幼稚園規則改正(第5次改定)	修身、庶物、積ミ方、板排ヘ、環排ヘ箸排ヘ、画キ方、縫紙刺シ縫取リ、紙剪、紙織リ紙組ミ、紙摺ミ、豆細工、粘土細工、繋キ方、数ヘ方、読ミ書キ、唱歌、遊嬉
1891(明治24)年2月	附属幼稚園規則改正(第6次改定)	説話（修身、実事、庶物等）、行儀（言語、動作、整頓、清潔等）、手細工（重積方、排置方、連結方、画キ方、豆細工、粘土細工、紙細工、麦稈細工等）、唱歌、遊嬉
1893(明治26)年3月	附属幼稚園規則改正(第7次改定)	説話（修身、庶物、実事等）、行儀（言語、動作、整頓、清潔等）、手技（重積方、排置方、連結方、画方、豆細工、粘土細工、紙細工、麦藁細工等）、唱歌、遊嬉
1898(明治31)年1月	附属幼稚園規則改正(第8次改定)	説話（修身、庶物、実事等）、行儀（言語、動作、整頓、清潔等）、手技（重積方、排置方、連結方、画方、豆細工、粘土細工、紙細工、麦藁細工等）、唱歌、遊嬉
1899(明治32)年6月	幼稚園保育及設備規定公布	遊嬉、唱歌、談話、手技（保育4項目）
1900(明治33)年8月	小学校令改正 小学校施行規則制定	遊戯、唱歌、談話、手技（保育4項目）
1926(大正15)年4月	幼稚園令制定 幼稚園令施行規則規定	保育項目　遊戯、唱歌、談話、手技、観察等（保育5項目）
1948(昭和23)年3月	保育要領～幼児教育の手引き～刊行	楽しい幼児の経験としての12項目 見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、 ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康保育、年中行事
1952(昭和27)年3月	保育指針刊行	(1)日常生活指導　(2)健康管理　(3)基礎的な能力を養う (4)単元・目標・導入・準備・展開・指導の重点・評価 自由遊びは音楽・リズム・絵画・製作・自然観察・社会観察・集団遊び
1956(昭和31)年2月	幼稚園教育要領刊行	6領域　健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作
1963(昭和38)年10月	文部省・厚生省局長通知	保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは幼稚園教育要領に準じることが望ましい 以降、幼稚園教育要領の改定を踏まえ、整合性を図る
1964(昭和39)年3月 1964(昭和39)年4月	幼稚園教育要領改訂 幼稚園教育要領施行	6領域　健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作
1965(昭和40)年8月	保育所保育指針策定	望ましい主な活動 健康、社会、言語、遊び（3歳児） 6領域　健康、社会、自然、言語、音楽、造形（4～6歳児）
1989(平成元)年3月 1990(平成2)年4月	幼稚園教育要領改訂 幼稚園教育要領施行	5領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現
1990(平成2)年3月 1990(平成2)年4月	保育所保育指針改訂 保育所保育指針施行	年齢区分　健康、人間関係、環境、言葉、表現（3～6歳児）
1998(平成10)年12月 2000(平成12)年4月	幼稚園教育要領改訂 幼稚園教育要領施行	5領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現
1999(平成11)年10月 2000(平成12)年4月	保育所保育指針改訂 保育所保育指針施行	発達過程区分　健康、人間関係、環境、言葉、表現（3～6歳児）
2008(平成20)年3月 2009(平成21)年4月	幼稚園教育要領改訂 幼稚園教育要領施行	5領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現
2008(平成20)年3月 2009(平成21)年4月	保育所保育指針告示 保育所保育指針施行	養護に関わるねらい及び内容　生命の保持・情緒の安定 教育に関わるねらい及び内容　健康、人間関係、環境、言葉、表現
2014(平成26)年4月 2015(平成27)年4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領告示 幼保連携型認定こども園教育・保育要領施行	5領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現（満1歳以上満3歳未満） 5領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現（満3歳以上）
2017(平成29)年3月 2018(平成30)年4月	幼稚園教育要領改訂 幼稚園教育要領施行	5領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現
2017(平成29)年3月 2018(平成30)年4月	保育所保育指針改訂 保育所保育指針施行	身体的発達に関する視点、社会的発達に関する視点、精神的発達に関する視点（乳児） 5領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現（満1歳以上満3歳未満） 5領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現（満3歳以上）
2017(平成29)年3月 2018(平成30)年4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂 幼保連携型認定こども園教育・保育要領施行	身体的発達に関する視点、社会的発達に関する視点、精神的発達に関する視点（乳児） 5領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現（満1歳以上満3歳未満） 5領域　健康、人間関係、環境、言葉、表現（満3歳以上）

※この表「領域「環境」の概要」は、表１・表２を踏まえて１）・22）・23）を参考に筆者が作成した。

定に関する内容は語られていない。これらの詳細については後述する。

それに先立ち、まずは「幼稚園令」（1926年）以降の領域「環境」に該当する内容を押さえておく（表３参照）。これには「観察」、「自然観察」、「自然」、「環境」の４つが示されている。「観察」は1926（大正15）年制定の幼稚園令、「自然観察」は1948（昭和23）年刊行された保育要領～幼児教育の手引き～、「自然」は1956（昭和31）２月に刊行された教育要領、1964（昭和39）年３月改訂、４月に施行された教育要領及び1965（昭和40）年８月に策定された保育指針である。「環境」については、1989（平成元）年３月改訂、翌年４月に施行された教育要領及び1990（平成２）年３月改訂、同年４月に施行された保育要領以降現在に至っている。

現在の領域「環境」の内容は、これまでの「自然」を中心とした内容に加え、新たに「身近な環境」（註１～10参照）を取り入れた内容として取り扱われている。青山（2018）は最後に現在の環境について次のようにまとめている。「保育に携わるものとしては、その意味合いの違いは理解しておかなければならないが、その両者の曖昧さを大切にしながら、保育者は、子どもたちに対して（保育方法である）環境を掌握しながら、子どもたちに経験して欲しい環境（＝保育内容）を提供し続けていくべきであろう。」[1] と。

このことは、子どもに適した環境（保育内容）を提供し続けることの重要性を示している。では、このような環境に至るまでの起点である附属幼稚園の仮定幼稚園規則（1876年）から幼稚園保育及設備規定（1899年公布）までを詳述する。

７　附属幼稚園仮定幼稚園規則から幼稚園保育及設備規定までの領域「環境」の概要と考察

表３の通り、現在の領域「環境」に該当する内容としては、□に示す通りである。まず、1876（明治９）年、附属幼稚園開設時の仮定幼稚園規則での「遊戯」、「運動」、「談話」、「唱歌」、「開誘」はどれもそれに該当する内容は見当たらず、翌年７月の第１次改定と翌々年２月の第２次改定において該当する内容が見て取れる。まず、保育科目の三科（第一物品科・第二美麗科・第三知識科）の内、「第一物品科」と「第三知識科」がそれにあたる。

第一物品科は、「日用ノ器物即チ椅子机或ハ禽獣花果等ニツキ其性質或ハ形状等ヲ示ス」[21] とし、幼児の日常生活に親しい器具や花鳥などの物を幼児に見せてその名を教えるものであるとのことから、動植物に関する内容が示されている。第三知識科では「観玩ニ由テ知識ヲ開ク即チ立方体ハ幾個ノ端線平面幾個ノ角ヨリ成り其形ハ如何ナル力等ヲ示ス」[21] とし、フレーベルの恩物である輪や木片などを使い、針畫や縫畫、計算、唱歌、説話などによって知識を啓発して行おうとするものであることから、ここでは計算、つまり数に関する内容が示されている。

また、これら三科を25の子目に分類した中では、「五彩球ノ遊ヒ」、「三形物ノ理解」、「形体ノ積ミ方」、「形体ノ置キ方」、「計数」がそれにあたり、球や丸・三角・四角といった形、これらの形をした積木を使った遊びとして取り扱われている。

ちなみに25の子目のうち19の子目（五彩球ノ遊ヒ、三形物ノ理解、貝ノ遊ヒ、鎖ノ連結、形体ノ積ミ方、形体ノ置キ方、木箸ノ置キ方、環ノ置キ方、剪紙、剪紙貼付、針画、縫画、石盤図画、織紙、畳紙、木箸細工、粘土細工、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方 ）については、フレーベルが考案した恩物であり、計数は作業具を基としている。

1881（明治14）年７月の第３次改定と17年２月の第４次改定では、「庶物ノ話」、「木ノ積立テ」、「板排ベ」、「箸排ベ」、「数へ方」、「書キ方」が該当する。まず遮物ノ話は、「専ラ日用普通ノ家具、什器、鳥、獣、草、木等幼児ノ知り易キ物或ハ其標本、絵圖ヲ示シテ之ヲ問答シ以テ観察注意ノ良習ヲ養ヒ兼テ言語を習ハシメンコトヲ要ス」[21] として、日常生活の身近にある事物を実物または標本によって説明することを意味しており、これらを「観察」するという内容で示されている。

木ノ積立テは、「立方体、長方体、方柱体、三角柱体ノ木片ヲ与ヘテ門、家、橋等ノ形ヲ積立テシメ或ハ種々ノ形ヲ排ヘシメ以テ構造ノ力ヲ養フヲ主トシ兼テ辺、角、形、体ノ観念ヲ得シム」[21]として、数や形の概念を獲得したり、形の観念を得たりする内容で、板排へは、「彩色セル薄キ正方形、三角形ノ小板ヲ与ヘテ門、家等ノ正面或ハ側面其他種々ノ形ヲ排ヘシメ以テ美麗ヲ好ムノ心ヲ養フヲ主トシ兼テ角度ノ大小等ノ観念ヲ得シム」[21]として、正方形や三角形の小板をもって、その大小の観念を得る内容として示されている。また、箸排へは、「大約一寸ヨリ五寸マテノ五種ノ細長キ箸ヲ与ヘテ門、梯、家、机等ノ輪郭ヲ排ヘシメ以テ工夫ノ力ヲ養フヲ主トシ兼テ長短ノ観念ヲ得シム」[21]として、門や梯子などの長短の概念を得る内容で、数へ方は、「専ラ果物、小石、介殻其他ノ実物ニ由テ物ノ数ヲ知ラシムルヲ旨トシ数ノ観念ヲ畧得タル者ニハ又実物ニ由テ三十箇以下ノ寄セ方引キ方ヲナサシメ兼テ十以下ノ数字ヲ教フ」[21]として、10以下の数字の観念を得る内容で示されている。そして、最後に書キ方は、「片仮名、平仮名ヲ以テ既ニ授ケタル物ノ名等ヲ黒板ニ書キ示シ石盤ノ上ニ習ハシメ又数字を習ハシム」[21]として、片仮名や平仮名と同じように数字を習う内容が示されているのである。

1890（明治23）年２月の第５次改定では、課目の名称変更、追加、統合により、17の課目となったが、その中で該当する内容は「庶物」、「積ミ方」、「板排へ」、「環排へ箸排へ」、「数へ方」、「読ミ書キ」である。「庶物」と「積ミ方」は名称変更で、「積ミ方」は第３・４次時の「木ノ積立テ」が「積ミ方」へと新規に名称変更となった。「板排へ」と「数へ方」は、第４次改定時の説明と同様で、「環排へ箸排へ」は、第４次のときが「環排へ」と「箸排へ」であったのを今回の改定で統合されたが、該当する内容は「箸排へ」である。

1891（明治24）年２月の第６次改定では、これまで一つ一つ挙げていた保育課目が５課目に大綱化され、該当する内容が「説話」の中の「庶物」と、「手細工」の中の「重積方」となった。庶物については従来通りで、重積方は、今改定時においてはじめて登場する言葉である。そのため、先行研究論文等をはじめ、様々な方法で調査したが、重積方についての記述は見当たらなかった。

1893（明治26）年３月の第７次改定、31年１月の第８次改定では、第６次改定時と変わりはないが「手細工」が「手技」へと名称が変更となり、恩物がそこに集約された。

恩物は、第１恩物から第20恩物まであり、丸、三角、四角を基本の形として構成される積み木の原点とも言われるものであるが、現在は第１恩物から第10恩物までを「恩物」（Gift）、第11恩物から第20恩物を「作業具」「手技」「手技工作」（Occupation）と呼んで区別している。ただ通称これらすべてを「恩物」という呼称で統一しており、これを附属幼稚園初代監事（園長）である関信三が、幼稚園の普及を願って『幼稚園法二十遊嬉』[23]にて紹介している。表４は幼稚園法二十遊嬉の指導法を示してみた。

表４．恩物幼稚園法二十遊嬉の指導法の概要

恩物の類種	恩物の指導法
第１恩物	六球法
第２恩物	三体法
第３恩物	第一積体法
第４恩物	第二積体法
第５恩物	第三積体法
第６恩物	第四積体法
第７恩物	置板法
第８恩物	置箸法
第９恩物	置鎧法
第10恩物	図画法
第11恩物	刺紙法
第12恩物	繍紙法
第13恩物	剪紙法
第14恩物	織紙法
第15恩物	組板法
第16恩物	連板法
第17恩物	組紙法
第18恩物	摺紙法
第19恩物	豆工法
第20恩物	模型法

※この表は、[23]を参考に筆者が作成した。

この表から先の保育内容と恩物の関連を推察してみると、第11恩物から第20恩物が「作業具」「手技」「手技工作」であるとするならば、「環境」領域に該当するものはないのではないか。しかし、第１恩物から第10恩物までの「恩物」であるならば、第１恩物から第９恩物までがこれまでの改定時における記述から該当するものと考えられる。なお、第６次改定時における「重積方」については、あくまでも推測にはなるが、表４及び名称の意味から推察するに第３恩物から第６恩物に該当するのではないだろうか。

８　まとめと課題

本稿では、現在の保育内容５領域における史的変遷に関して、領域「環境」を中心に検証した。全史における保育内容から領域「環境」に関する内容、そして、その内容に関する捉え方を東京女子師範学校附属幼稚園の設立から幼稚園令制定までの期間を東京女子師範学校附属幼稚園の規則と幼稚園保育及設備規定から探った。

我が国の保育の歴史を踏まえると、当時はフレーベルの恩物を中心とした保育が展開されていることや幼稚園と小学校の接続の問題等も孕み、現在のような子どもの興味や関心を尊重した保育には至っていない状況が見られていた。そのため、実際の保育も子ども視点というよりは、保育者主導により保育が行われ、その内容も環境「領域」で言えば、身近な環境を取り入れた保育ではなく、どちらかといえば数や形などの直接的な体験とその体験に基づいた感性への訴えといったことが強調されていて、内面に隠された見えない部分でのアプローチがなされていないような取扱い方をしているのではないかと推察される。

明治から大正15年の歴史の中で、頻繁に制度の移り変わりはあるが、これはひとえに保育実践を重ねるにつれ、子どもの実態に合わないものや更に必要なものが加わったりして、少しずつ変化をしていった証である。未整備などの課題も多々ある中で、後の日本の保育の基礎となり、発展の土台を築くことにつながっていくことを踏まえると、どの時代においても問題と課題の繰り返しの連続である。

今回は領域「環境」を中心に取り上げたが、他の領域「健康」・「人間関係」・「言葉」・「表現」も同様の手法を用いて検証することは可能である。実際に現在の５領域に当たる内容をすべて詳細に整理し、一覧表（系統図・年表）にすることで、一目で保育内容の具体的な変遷が見て取れるのではないかとも考えている。

いずれにせよ現在と当時の保育内容の在り方を比較検討することにより、今後の新たなよりよい保育内容の道標となることを期待するものである。

引用・参考文献（References）

１）青山佳代，保育における「環境」の捉え方―保育内容「環境」の史的変遷に着目して―，*名古屋柳城短期大学研究紀要*，2018，40，93-104.

２）天野佐知子，幼稚園教育要領の変遷に関する一考察：小学校家庭科を見据えた保育内容「自然」及び「環境」，*金沢星稜大学人間科学研究*，2019，12(2)，9-14.

３）天野佐知子，保育所保育指針の変遷に関する一考察：領域「環境」の保育内容に着目して，*金沢星稜大学人間科学研究*，2019，13(1)，1-6.

４）碓井幸子，幼稚園教育課程及び保育内容「領域」の解釈と教材の視座，*清泉女学院短期大学研究紀要*，2020，38，1-11.

５）小山容子，幼稚園教育要領　領域「環境」における保育内容の変遷，*創価大学教育学論集*，2021，73，111-125.

６）後藤紀子，保育内容に関する研究「環境」領域に於ける学習内容の変遷と実態，*京都文教大学心理社会的支援研究*，2018，9，39-53.

７）下稲美里・馬場恵里香・牧正興，保育内容に関する研究(1)保育内容「環境」の変遷にみる保育の方向性，*西日本短期大学総合学術研究論集*，2019，9，149-153.

８）田中優也，領域「環境」における保育内容の歴史的変遷，*中九州短期大学論叢*，2024，47（1），31-42.
９）早川礎子，幼児教育における保育内容「環境」の変遷に関する一考察，*小田原短期大学研究紀要*，2019，49，239-251.
10）福永知久・仁科伍浩，保育内容の変遷と幼児期の経験との関連性：領域「環境」に焦点をあてて，*鹿児島純心女子大学人間教育学部*，2022，28，3-31,57.
11）藤崎亜由子，幼児期における自然教育の歴史と展望：奈良女子高等師範学校附属幼稚園資料の分析から，*科学研究費助成事業研究成果報告書*，2014.
12）松島のり子，保育の物的環境をめぐる研究開発の動向と保育実践に関する歴史研究，*科学研究費助成事業研究実施状況報告書*，2023.
13）岡崎善治，保育内容の史的変遷に関する一考察，*岐阜県民俗音楽学会*，2023，137，7-11.
14）岡崎善治，我が国の幼稚園における保育内容「音楽表現」の史的変遷を辿る，*岐阜県民俗音楽学会*，2025，141，2-5.
15）伊藤潔志編著，哲学的な考えをいかす 新・保育原理―保育の未来を考える―，*教育情報出版*，2024・2025，24-30.
16）島田和幸，我が国の幼稚園萌芽期の保育内容：明治期での変遷を中心に，*埼玉学園大学紀要人間学部篇*，2021，21，259-266.
17）橋本信子，日本における幼稚園草創期の恩物受容に関する史的考察，*安田学術研究論集*，2024，254，107-114.
18）国吉栄，日本幼稚園史序説 関信三と近代日本の黎明，*新読書社*，2005.
19）民秋言，幼稚園教育要領・保育所保育指針の変遷と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立，*萌文書林*，2014.
20）湯川嘉津美，日本幼稚園成立史の研究，*風間書房*，2001
21）松田知明，明治期における幼児教育制度の一考察，*羽陽学園短期大学紀要*，2016，10(2)，49，185-200.
22）文部科学省，文部科学省HP「五　幼稚園の創設」，*https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317591.htm*，（参照2025-9-12）
23）関信三，幼稚園法二十遊嬉，*青山堂*，1879.

註）

（註１）森上志朗，幼稚園教育要領解説，*フレーベル館*，1989.
（註２）厚生省児童家庭局，保育所保育指針，*日本保育協会*，1990.
（註３）森上史朗・高杉自子・柴崎正行，幼稚園教育要領解説，*フレーベル館*，1999.
（註４）厚生省児童家庭局，保育所保育指針，*日本保育協会*，1999.
（註５）文部科学省，幼稚園教育要領解説（平成20年10月），*フレーベル館*，2008.
（註６）厚生労働省，保育所保育指針解説書，*フレーベル館*，2008.
（註７）内閣府・文部科学省・厚生労働省，幼保連携型認定こども園教育･保育要領解説，*フレーベル館*，2015.
（註８）文部科学省，幼稚園教育要領解説（平成30年３月），*フレーベル館*，2018.
（註９）厚生労働省，保育所保育指針解説（平成30年３月），*フレーベル館*，2018.
（註10）内閣府・文部科学省・厚生労働省，幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（平成30年３月），*フレーベル館*，2018.

受付日：令和７年10月16日
受理日：令和７年12月15日

Bulletin of Kochi Gakuen University / Kochi Gakuen College, No. 56（2026） pp. 91-103

Report Paper

A study on the historical development of the five core areas of childcare education —Focusing on the "environment" as the main theme—

Yoshiharu OKAZAKI[1]*

Abstract: This article explores the evolution of fundamental childcare in preschools, kindergartens, and certified childcare facilities in Japan, from its origins in the Meiji era（1868-1912） to the present. It provides an overview of specific revisions and amendments, as well as changes and developments resulting from the expansion and diversification of the childcare system. In particular, it explores the concept of "environment" within childcare education, tracing its development over approximately half a century from the provisional regulations for Japan's first kindergarten（affiliated with Tokyo Women's Normal School, 1876） to the Kindergarten Ordinance（1926）. The results show that, while the current concept of "environment" written by Aoyama（2018） encompasses both the environment as a teaching method（created by educators） and the environment as an experiential element（children's interaction with their surroundings）, the latter approach tends to be adopted. Furthermore, a detailed examination reveals that many similar concepts existed throughout the evolution of childcare education.

Key Words: fundamental childcare, environment, history, system, childcare facilities（kindergartens, nursery schools, certified childcare centers）

[1] Kochi Gakuen Junior College, Department of Early Childhood Education and Care , *Email: yokazaki@kochi-gu.ac.jp